



世界人 宣言の第4条では「何人も、奴 にされ、又は苦役に服することはない。奴 制度及び奴 は、いかなる形においても禁止する。」としています。1400年以上前にイスラ ムでも奴 制について触れられています。

西 7世 では他の社会と同じように、アラブ社会で奴 制は普及していました。奴 は 争、借金、 拐、 困を通して に手に入っていたので、奴 制を急に禁ずることは、 困を一 になくすこととおなじくらい不可能なことでした。そのためイスラ ムでは奴 制に制限を け、将来的な 止を目指しました。

クルア ンの中や 言者ムハンマド（彼の上に神の慈悲と祝福あれ）の の中には奴 制を 励するものはなく、逆に奴 を解放するよう 励する文は多くあります。その内の一つが、言者ムハンマドの短くも深い言 、「病 の人を ね、 えた者に食べ物を与え、奴 を解放しなさい。」[1](#)

というものがあります。イスラ ムの法では奴 制は として捕らえ、奴 の取得方法を 争捕とその家族という一つだけに りました。イスラ ム教徒のリ ダ たちは 争捕 を解放し、金等と交 するように 励されました。

イスラ ム初期の奴 の いにおける理念は、公正、 切、慈悲でした。イスラ ム教徒が彼らの を の喜 として支 うとき、その金 の使い道の一つが奴 の解放でした。また奴 の解放は束を破ったり、 って人を してしまうといった多くの罪の いでした。

ここ200年 で西洋は奴 制を 止しましたが、人身 はいまだに行われています。ナショナルジオグラフィックはおよそ2700万人の男女、子どもたちが奴 として われていると推定しています。人 が作った宣言や は奴 制を 止しましたが、皮肉なことに 在の奴 は200年前の奴 より低い のものとして取り われています。

身体的に拘束され を いられて、暴力によって支配されている 在の「奴 たち」には彼らの自由を うための法的な手段も ければ、彼らの いを 知する法 もありません。奴 制は法外に存在し、ほとんどの 合麻 、 春、その他の 法行 に びついています。

イスラ ムによって けられた制限は奴 に する った いを妨げるためのものです。奴 を解放することはその人に 世と来世で祝福を与えると尊い行 です。イスラ ムにより人 の本 を理解し制限することができるのです。

人々が、人 の行使は神の法によってしかできないと理解するまで、奴 制や苦役は 止で  
きないでしょう。同じことが拷 や、非人道的な にも言えることでしょう。このような  
忌むべき行 は、全人 が神の存在に 付き、 世の欲望以上に神への信仰をしない限り くな  
らないでしょう。このような った行 を禁じる世界人 宣言第五条やその他の をもってし  
ても、拷 は ならないのです。

な を含めた残忍な行 はイスラ ムで禁じられています。すべての人 が、民族、肌の色、  
信仰、国籍に わらず尊 を持って われるべきなのです。言者ムハンマドは 争のときでさ  
え、残忍で 常な を明白に禁じました。生きたまま いたり、火を使った拷 をしたりする  
ことを禁じ、 ついた兵士を攻 したり、捕 を したりすることも禁じました。彼は彼の教  
友たちに、こう言いました。「あなた方は心冷たかったり、 しい性格であってはいけ  
ません。」[2](#)

そして彼は人々に不公平であることも禁じました。「 いの日に、不正は となるでし  
う。」[3](#)

イスラ ム初期の 争捕 でさえ、彼らを捕まえた人々のことを高く しています。「マディ  
ナの男たちに祝福あれ。」と捕 の一人は、 日 っています。「彼らは自分たちが いてで  
も、私たちを に せてくれ、自分たちがナツメヤシを食べないといけないときでも、私  
たちにパンをくれました。[4](#)

」イスラ ムの2代目カリフであったウマル ブン アル=ハッタ ブは、こう言いました。「  
もし何かを告白させる にその人をついたり牢 に入れたなら、その人はその告白した罪  
について せられません。」[5](#)

イスラ ムにおけるカイロ人 宣言では、第20条にこう述べられています。「 も十分な法  
的 置なしに逮捕されたり、自由を われたり、追放されたり、 せられてはいけない。ど  
のような人も身体的または心理的な拷 やその他の屈辱的な いを受けるべきではない。  
」

イスラ ムにおける人 は、イスラ ム法の施行に密接に わっています。イスラ ムでは神の法に うことで に入るといふ 酬が与えられます。しかし他人の 利を ったり制限することは、 に する行 なのです。「 いの日には、人々に する 利が与えられるでしょう。（そして が暴かれるでしょう。）」<sup>6</sup>

---

#### Footnotes:

<sup>1</sup> サヒ フ ブハ リ

<sup>2</sup> サヒ フ ブハ リ

<sup>3</sup> 同上

<sup>4</sup> 洋学者ウィリアム ム ア (1819 1905年) の文 より

<sup>5</sup> アル=ハラ ジといふ において、アブ ユ スフによつて えられている。

<sup>6</sup> サヒ フ ムスリム

この 事のウェブアドレス:

<https://www.islamreligion.com/jp/articles/2610>

著作 2006-2015 断 を禁じます。 2006 - 2023 IslamReligion.com. 断 を禁じます。